

令和3年 第8回

# 農業委員会総会議事録

令和3年8月25日(水) 開催

多摩市農業委員会

令和3年8月25日午後2時、市役所4階第一委員会室において、令和3年第8回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、  
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員、  
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、  
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

議長(会長 小暮和幸)

「定刻になりました。只今から、令和3年第8回多摩市農業委員会総会を開会いたします。」

議長(会長 小暮和幸)

「本日の出席委員数は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。」

議長(会長 小暮和幸)

本日の議事日程は、次のとおりです。

日程第1、第15号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
日程第2、第16号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
日程第3、第17号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の  
証明書の交付について

議長(会長 小暮和幸)

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

12番 武内佳恵委員、14番 青木幸子委員

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、議事に入ります。

日程第1、第15号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第11号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(落川地区 2件、連光寺・

和田地区 各 1 件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(6 番 大松誠二)

「整理番号6番の落川地区の案件について、申請人のお一方が不在者であり、財産管理人による申請がなされたという特殊な例だと思われませんが、不在者となった事情やいかなる根拠で弁護士が財産管理人になっているのか、どのような書類がでているのかを知りたいのですが、説明できる範囲でお話しいただけますでしょうか？」

農地係長(沖迫)

「不在者となった事情については、個別の案件でありますことから把握しておりません。また不在者財産管理人として、申請者を選任する旨の審判書類が家庭裁判所より発出されておりますので、これに基づき当該申請処理を行ったものであります。申請時に添付された謄本書類がございますが、ご覧になりますか？」

委員(6 番 大松誠二)

「口頭でお話しいただければ結構ですが、不在者となった理由などはその書類には書かれていないのでしょうか？」

農地係長(沖迫)

「不在者となった理由などの記述は、提出書類の中には記載されております。」

委員(6 番 大松誠二)

「共有者のお一方が不在者ということで、財産管理人が申請されていることから、今後不在者が何らかの異議を唱えたときに農業委員会として承認した内容に影響が及ぶことを危惧していたのですが、いずれにしろ、家庭裁判所から認められた財産管理人からの申請である事実が、書類から確認できるということですね。」

農地係長(沖迫)

「はい、書類が提出されておりますので、確認することができます。」

委員(6 番 大松誠二)

「わかりました。」

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、他に質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第2、第16号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第16号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(落川地区 2件、落合地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(5番 新倉隆)

「補足となりますが、整理番号8番の案件で、申請者の職業欄が[農家以外の個人]となっておりますが、申請者が自分の家の近くに住んでおりますので、状況を申し上げますと、働かれていることは確かです。非常勤で送迎バスの運転手をされております。職業欄の適切な書き方がわからなかったため、このような表記になっているものと思われまますので、以上、補足説明とさせていただきます。」

議長(会長 小暮和幸)

「ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、第17号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第17号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交

付について(一ノ宮、和田・百草地区 各1件) 、配布書類の一部に訂正があることを付け加え、朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

終了(午後2時20分)